

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

省令

〔その他告示〕

- 特許登録令施行規則の一部を改正する省令（経済産業七七）

- 二ウエ政府に対する贈与に関する日本政府とニウエ政府との間の書簡の交換に関する件（同四五二）
- コスタリカ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とコスタリカ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四五一）
- ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四五三）
- キルギス共和国内閣に対する贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（同四五四）
- 人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とキルギス共和国内閣との間の書簡の交換に関する件（同四五五）

- 最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示二、山梨同）
- 国営北斗用水土地改良事業（農業用排水）計画の公告（農林水産省）
- 関東地方整備局公示（関東地方整備局）
- 労働
- 基本測量関係事項公告（国土交通省）
- 日本に帰化を許可する件（法務省告示配一五四）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（千葉県公安委告示配二）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（岡山県公安委告示配一）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（香川県公安委告示配二）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（福岡県公安委告示配四）

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

〔公 告〕

〔裁判所〕

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

〔諸事項〕

- 國営北斗用水土地改良事業（農業用排水）計画の公告（農林水産省）
- 関東地方整備局公示（関東地方整備局）
- 労働
- 基本測量関係事項公告（国土交通省）
- 日本に帰化を許可する件（法務省告示配一五四）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（千葉県公安委告示配二）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（岡山県公安委告示配一）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（香川県公安委告示配二）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（福岡県公安委告示配四）

三 二 二

- 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（外務四四七）
- 洪水被害を受けたシンズリ道路緊急復旧計画のための贈与に関する日本国政府とネバール政府との間の書簡（農林水産一八五七～一八六九）
- 保安林の指定を解除する件（同四五五）
- 種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同一大八七〇）
- 土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件（国土交通一〇五七）
- 道路に関する件（東北地方整備局九七）

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（千葉県公安委告示配二）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（岡山県公安委告示配一）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（香川県公安委告示配二）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件（福岡県公安委告示配四）

- 南部地域における不発弾除去の加速化を通じた地域開発計画（フェーズ3）のための贈与に関する日本政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四五九）
- 南半球における不発弾除去の加速化を通じた地域開発計画（フェーズ3）のための贈与に関する日本政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四五〇）

内閣

〔人事異動〕

- 内閣
- 六 六
- 五 五
- 四 四
- 三 三
- 二 二
- 一 一
- 八 八
- 七 七
- 七 七
- 七 六
- 六 六

地 域	期 間
東京都港区	令和七年十二月十八日から令和八年十二月十七日まで
麻布台一丁目	
麻布台二丁目	
麻布台三丁目	

その他 告示

この省令は、スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律の施行の日（令和七年十二月十八日）から施行する。

○外務省告示第四百四十七号
国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。
十号
令和七年十二月九日

一
ロシア連邦大使館周辺地域

外務大臣
茂木敏充

<p>(混同又は取消しによる専用実施権等の消滅の登録の方法)</p> <p>第三十四条 混同による専用実施権、仮専用実施権又は質権の消滅の登録をするときは、その専用実施権、仮専用実施権又は質権の登録を抹消しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一百条第三項又はスマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第五十八条第三項の規定による取消しによる専用実施権の消滅の登録をする場合に準用する。</p>	<p>(混同又は取消しによる専用実施権等の消滅の登録の方法)</p> <p>第三十四条 混同による専用実施権、仮専用実施権又は質権の消滅の登録をするときは、その専用実施権、仮専用実施権又は質権の登録を抹消しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第一百条第三項の規定による取消しによる専用実施権の消滅の登録をす</p>
---	---

（経済産業省令第七十七号）
スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第四号及び第五号の規定を実施するため、特許登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和七年十二月九日
特許登録令施行規則の一部を改正する省令
特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次の表のよう改正する。
（旁渠部分は改正部分）
経済産業大臣 赤澤 亮正

スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに特許登録令（昭和三十五年政令第三十九号）第十六条第四号及び第五号の規定を実施するため、特許登録令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

二 ロシア連邦通商代表部周辺地域		三 在札幌ロシア連邦総領事館周辺地域	
地 域	期 間	地 域	期 間
北海道札幌市中央区	令和七年十二月十八日から令和八年十二月十七日まで	東京都港区	令和七年十二月十八日から令和八年十二月十七日まで
南十二条西九丁目	南十二条西九丁目	高輪三丁目（九番から十三番まで）	高輪三丁目（九番から十三番まで）
南十二条西十丁目	南十二条西十丁目	高輪四丁目	高輪四丁目
南十二条西十一丁目	南十二条西十一丁目	北品川六丁目	北品川六丁目
南十二条西十二丁目	南十二条西十二丁目	東五反田三丁目	東五反田三丁目
南十二条西十三丁目	南十二条西十三丁目		
南十二条西十四丁目	南十二条西十四丁目		
南十三条西九丁目	南十三条西九丁目		
南十三条西十丁目	南十三条西十丁目		
南十三条西十一丁目	南十三条西十一丁目		
南十三条西十二丁目	南十三条西十二丁目		
南十三条西十三丁目	南十三条西十三丁目		
南十三条西十四丁目	南十三条西十四丁目		
南十四条西十丁目	南十四条西十丁目		
南十四条西十一丁目	南十四条西十一丁目		
南十四条西十二丁目	南十四条西十二丁目		
南十四条西十三丁目	南十四条西十三丁目		
南十四条西十四丁目	南十四条西十四丁目		
南十四条西十五丁目	南十四条西十五丁目		

○外務省告示第四百五十四号
令和七年六月十三日にビシュケクで、キルギス共和国内閣に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。この交換公文は、令和七年八月六日に効力を生じた。

1 協力の目的及び内容 経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2 贈与額 五億円

3 署名者

日本側 合田秀樹在キルギス大使
キルギス側 アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和七年十二月九日

外務大臣 茂木 敏充

○外務省告示第四百五十五号
令和七年六月十三日にビシュケクで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がキルギス共和国内閣との間に行われた。この交換公文は、令和七年八月六日に効力を生じた。

1 協力の目的及び内容 人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2 贈与の限度額 三億九千九百万円

3 贈与の供与期限 令和十五年十二月三十一日

4 署名者

日本側 合田秀樹在キルギス大使
キルギス側 アルマズ・バケタエフ財務大臣

令和七年十二月九日

○農林水産省告示第千八百五十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 福島県双葉郡

二 保安林として指定された目的 潟害の防備

三 解除の理由 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を福島県庁及

び檜葉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 福島県双葉郡

二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の

三 解除の理由 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を福島県庁及

び広野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県太田市

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の

三 解除の理由 防備

（次の図）は、省略し、その図面を群馬県庁及

び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十四号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 兵庫県丹波篠山市川阪字水谷四七の五一

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

（次の図）は、省略し、その図面を福島県庁及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 福島県西白河郡西郷村（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 砂防設備用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を福島県庁及び西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県今立郡

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

（以上二筆国有林。）

三 解除の理由 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を福井県今立郡池田町金見谷五五字大谷二五の七・二五の一三

令和七年十二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県今立郡

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

（西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十五号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 群馬県吾妻郡

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の

三 防備

（次の図）は、省略し、その図面を群馬県吾妻郡

東吾妻町大字原町字上之宿二二二三の四、二二

二八の一三、二二二九の四、大字新巻字丸橋一

一五七の五

の指定を解除する。

○農林水産省告示第千八百六十六号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県今立郡

二 保安林として指定された目的 雪崩の危険の

三 防止

（次の図）は、省略し、その図面を福井県今立郡

池田町千代谷七七字荒谷山倉ヶ谷一八の四、一

九の四・下荒谷五八字万蔵谷一の二（以上三筆

国有林。次の図に示す部分に限る。）

○農林水産省告示第千八百六十七号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県今立郡

二 保安林として指定された目的 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を福井県今立郡

池田町千代谷七四字吹ヶ谷一の二・一六の二・

一六の三（以上三筆国有林。次の図に示す部分

に限る。）

○農林水産省告示第千八百六十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県今立郡

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の

三 防備

（次の図）は、省略し、その図面を福井県今立郡

び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和

一 解除に係る保安林の所在場所 福井県今立郡

二 保安林として指定された目的 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を福井県今立郡

池田町金見谷五五字大谷二五の七・二五の一三

（以上二筆国有林。）

三 解除の理由 道路用地とするため

（西郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第十八百六十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年十二月九日

○農林水産省告示第十八百六十九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和七年十一月九日

農林水産大臣 鈴木 憲和	農林水産大臣 鈴木 憲和
一 解除に係る保安林の所在場所 栃木県那須塩原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）	一 解除に係る保安林の所在場所 栃木県那須郡那須町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的 水源の涵養	二 保安林として指定された目的 水源の涵養
三 解除の理由 道路用地とするため （次の図）は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。	三 解除の理由 道路用地とするため （次の図）は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須町役場に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第十八百七十年
種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づつて品種登録をしたので、同条第三項及び第二十二条の二第三項の規定に基づいても次のとおり公示する。

令和七年十二月九日

（1）品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第31290号 令和七年12月9日	Zantedeschia Spreng.	はなかみ	25	福島県福島市杉妻町2番16号	令和3年6月16日
第31291号 令和七年12月9日	"	ミルキーームーン	"	"	"
第31292号 令和七年12月9日	"	キビタンイエロー	"	"	"

（2）登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。
（次のとおり）は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産において縦覧に供することもない、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第31290号 令和七年12月9日	Zantedeschia Spreng.	はなかみ	福島県福島市杉妻町2番16号	なし	登録品種につき品種の育成に関する

○国土交通省告示第十八百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百四十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の事業計画の変更（第一回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり公示する。

令和七年十二月九日

一 施行者の名称 独立行政法人都市再生機構

二 事業施行期間 令和五年六月一日から令和三十三年三月三十日まで

三 施行地区 東京都港区高輪三丁目及び高輪四丁目の各一部

四 土地区画整理事業の名称 東京都市計画土地区画整理事業品川駅西口土地区画整理事業

五 事務所の所在地 東京都中央区八重洲一丁目三番七号八重洲ファーストタワー南館

六 施行規程及び事業計画の認可の年月日 令和五年六月一日

七 事業計画の変更（第一回）の認可の年月日 令和七年十二月九日

○東北地方整備局告示第九十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定に基づつて、告示する。

その関係図面は、令和七年十一月九日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月九日

東北地方整備局長 西村 拓

路線名 供用開始の区間 国面縦覧場所

保証を認めない国以外の国であつて指定国外に對し輸出するが、該國に最終消費目的をもつて收める行爲を制限する。

能代市二ツ井町駒形字多郎兵衛沢五〇番一から同市二ツ井町切石字廻ヶ台二五番まで 東北地方整備局及び同局能代河川国道事務所

供用開始の期日 令和七年十二月九日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

十二月五日参議院議長から、次の法律の公布を奏した旨の通知書を受領した。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律
医療法等の一部を改正する法律

議案提出

十二月五日委員長及び議員から提出した議案は次のとおりである。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部を改正する法律案（岡本充功外十名提出）

高次脳機能障害者支援法案（厚生労働委員長提出）

衆議院議員の定数削減等に関する法律案（加藤勝信外九名提出）

議案通知書受領

十二月五日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案医療法等の一部を改正する法律案（第二百七十九回国会内閣提出、本院継続審査）

質問書提出

十二月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米国製自動車購入及び政府機関での活用にかかる政令案に関する質問主意書（福田玄提出）
存立危機事態に関する質問主意書（岡田克也提出）

いわゆる能動的サイバー防御法の域外適用等に関する質問主意書（杉村慎治提出）

善策に関する質問主意書（長妻昭提出）
中国等の富裕層患者誘致による大学病院経営改悪ワイヤーラ制度の公共性に関する質問主意書（八幡愛提出）
法医人材の育成及び確保に関する質問主意書（八幡愛提出）
SORA 2と著作権法第三十条の四に関する第三回質問主意書（八幡愛提出）

答弁書受領

十二月五日内閣からの答弁書を受領した。

衆議院議員松尾明弘提出盛土規制法上の「土地の形質の変更」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員藤原規貞提出国境を超える匿名・流動型犯罪グループの対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明提出戦没者等の遺族に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出後発医薬品の品質及び先発医薬品の薬価見直しに関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出医療DXと医療情報連携の全国標準化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出法人版事業承継税制の特例措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員水沼幸秀提出金融経済教育推進機構が掲げる重要業績評価指標の進捗に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長友よしひろ提出特定の企業に税金を引きする不透明な租税特別措置に関する質問に対する答弁書

十二月五日内閣からの答弁書を受領した。

衆議院議員山添拓提出東京外かく環状道路の事業再評価に関する質問に対する答弁書（第五二号）

衆議院議員伊勢崎賢治提出日米地位協定第二条第一項（a）が規定する施設・区域の外における在日米軍の活動及び施設設営に関する質問に対する答弁書（第五三号）

衆議院議員伊勢崎賢治提出日米地位協定第二条第一項（a）が規定する施設・区域の外における在日米軍の活動及び施設設営に関する質問に対する答弁書（第五三号）

十二月五日内閣からの答弁書を受領した。

衆議院議員伊勢崎賢治提出日米地位協定第二条第一項（a）が規定する施設・区域の外における在日米軍の活動及び施設設営に関する質問に対する答弁書（第五三号）

参議院

議事日程 第九号

十二月八日の議事日程は次のとおり。

令和七年十二月八日（月曜日）午後四時開議

第一 国務大臣の演説に関する件

議決通知

十二月五日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律案

医療法等の一部を改正する法律案

議事日程 第七号

十二月五日内閣からの答弁書を受領した。

参議院議員山添拓提出東京外かく環状道路の事業再評価に関する質問に対する答弁書（第五二号）

参議院議員伊勢崎賢治提出日米地位協定第二条第一項（a）が規定する施設・区域の外における在日米軍の活動及び施設設営に関する質問に対する答弁書（第五三号）

十二月五日内閣からの答弁書を受領した。

参議院議員伊勢崎賢治提出日米地位協定第二条第一項（a）が規定する施設・区域の外における在日米軍の活動及び施設設営に関する質問に対する答弁書（第五三号）

内閣

（姫路簡易裁判所判事・神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同

朝日貴浩

富上智子

簡易裁判所判事兼判事に任命する

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同

新任本邦駐在アイスランド特命全権大使フレイン・パウルソンの信任状捧呈式を行われた。

十二月四日前十一時、宮中において、新任本邦駐在エジプト特命全権大使ラギ・モハメド・モハメド・エルエトレビの信任状捧呈式を行われた。

皇室事項

日

天皇陛下は、フィンランドの独立記念日につき、十二月五日同國大統領閣下へ御祝電を発せられた。

十二月四日前十一時、宮中において、新任本邦駐在アイスランド特命全権大使フレイン・パウルソンの信任状捧呈式を行われた。

十二月四日前十一時、宮中において、新任本邦駐在エジプト特命全権大使ラギ・モハメド・モハメド・エルエトレビの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、フィンランドの独立記念日につき、十二月五日同國大統領閣下へ御祝電を発せられた。

内閣

（姫路簡易裁判所判事・神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同

朝日貴浩

富上智子

簡易裁判所判事兼判事に任命する

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同

新任本邦駐在アイスランド特命全権大使フレイン・パウルソンの信任状捧呈式を行われた。

十二月四日前十一時、宮中において、新任本邦駐在エジプト特命全権大使ラギ・モハメド・モハメド・エルエトレビの信任状捧呈式を行われた。

内閣

（姫路簡易裁判所判事・神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同

朝日貴浩

富上智子

人事異動

（姫路簡易裁判所判事・神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同

朝日貴浩

富上智子

簡易裁判所判事兼判事に任命する

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同

新任本邦駐在アイスランド特命全権大使フレイン・パウルソンの信任状捧呈式を行われた。

十二月四日前十一時、宮中において、新任本邦駐在エジプト特命全権大使ラギ・モハメド・モハメド・エルエトレビの信任状捧呈式を行われた。

内閣

（姫路簡易裁判所判事・神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同

朝日貴浩

富上智子

簡易裁判所判事兼判事に任命する

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同

新任本邦駐在アイスランド特命全権大使フレイン・パウルソンの信任状捧呈式を行われた。

十二月四日前十一時、宮中において、新任本邦駐在エジプト特命全権大使ラギ・モハメド・モハメド・エルエトレビの信任状捧呈式を行われた。

内閣

（姫路簡易裁判所判事・神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同

朝日貴浩

富上智子

簡易裁判所判事兼判事に任命する

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同

新任本邦駐在アイスランド特命全権大使フレイン・パウルソンの信任状捧呈式を行われた。

十二月四日前十一時、宮中において、新任本邦駐在エジプト特命全権大使ラギ・モハメド・モハメド・エルエトレビの信任状捧呈式を行われた。

内閣

（姫路簡易裁判所判事・神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同

朝日貴浩

富上智子

簡易裁判所判事兼判事に任命する

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同

新任本邦駐在アイスランド特命全権大使フレイン・パウルソンの信任状捧呈式を行われた。

十二月四日前十一時、宮中において、新任本邦駐在エジプト特命全権大使ラギ・モハメド・モハメド・エルエトレビの信任状捧呈式を行われた。

内閣

（姫路簡易裁判所判事・神戸地方裁判所判事兼神戸家庭裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事）簡易裁判所判事兼判事

（名古屋高等裁判所判事・名古屋簡易裁判所判事）同

朝日貴浩

富上智子

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、福島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年12月9日

福島労働局長 岡田 直樹

第4号中「1時間1,020円」を「1時間1,098円」に改める。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和7年12月9日

農林水産大臣 鈴木 勝和

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第二十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するところとして、同条第二項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月九日から一週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月九日

関東地方整備局長 橋本 雅道

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 四号

(三) 占用を制限する区域

(四) 制限の対象とする占用物件
栃木県那須郡那須町大字寺子丙字前原二〇六四番一地内

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限するところにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日 令和七年十二月十日

(七) 縦覧場所 関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

山梨労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

令和7年12月9日

山梨労働局長 岩崎 充

第4号中「1時間1,029円」を「1時間1,089円」に改める。

附則

この決定は、令和8年3月1日から効力を生ずる。

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
国営北斗用水土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し
- 2 縦覧期間
令和7年12月9日から令和8年1月5日まで
- 3 縦覧場所
国土交通省北海道開発局のウェブサイト

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年12月9日

国土交通大臣 金子 恭之

測量の種類	精 度	実施時期	地 都道府県 市、区、(郡)、町、村名	備 考
復旧測量	一等	令和6年 度	愛媛県 大洲市	三角点 (改算)
基本重力測量	一等	令和6年 度	茨城県 つくば市	重力点 (移転)
"	"	令和5年 度	東京都 千代田区	重力点 (新設)
"	"	令和6年 度	沖縄県 (八重山郡) 与那国町	"
"	"	"	" 竹富町	"

法務省告示配第百五十四号

左記の者の申請に係る日本国籍化の件は、これを許可する。	令和七年十二月九日 法務大臣 平口 洋	住所 奈良県橿原市 楊民挙 昭和31年9月20日生 楊茂林 昭和33年7月23日生
住所 神戸市東灘区 ホアン・ティウ・ヴィ 平成5年9月16日生	住所 神奈川県厚木市 ワンナクワッタ・ワドゥゲ・チャリット・チャーマラ・フェルナンド 平成6年10月14日生	住所 千葉県我孫子市 ヘロユキ・アキン・シミズ 平成5年10月31日生
住所 東京都港区 李婕翎 平成5年12月4日生	住所 群馬県前橋市 マエリ・アタオラ 昭和33年11月19日生	住所 東京都江東区 胡安毅 昭和58年4月20日生
住所 東京都目黒区 賴宥甯 平成6年3月21日生	住所 東京都世田谷区 ヤバシ・チャール 平成5年11月15日生	住所 東京都江東区 康清子 昭和26年8月2日生
住所 東京都足立区 鄭瑞芳 昭和55年9月29日生	住所 東京都立川市 楊嶸 平成元年3月10日生	住所 東京都足立区 アニサ・ザマン 平成24年8月2日生
住所 東京都台東区 楊嶸 平成元年3月10日生	住所 東京都立川市 アマラ・ザマン 令和2年12月4日生	住所 静岡県富士市 ウェルラーラグ・サンジーワ・インドウニル・シリセナ 昭和51年10月5日生
住所 東京都台東区 ヘッティ・アラッチラグ・ニワンティ・マノーディヤ 昭和56年5月8日生		住所 東京都台東区 ウェルラーラグ・ユキタ・イウェーン 平成22年6月2日生
住所 東京都立川市 ウェルラーラグ・マユキ・イヴァンカ 平成29年3月17日生		

住所 横浜市地区	住所 東京都調布市
フェリペ・ケンジ・イガラシ・レモス 平成11年10月26日生	ハルドゥーン・フセイン 昭和58年4月16日生
住所 横浜市鶴見区 雪花 昭和50年3月18日生	住所 東京都西東京市 ナ・テュ・ラ・サオ 平成3年6月15日生
住所 千葉県成田市 ラメシユ・カトウワル 平成5年3月17日生	ソー・リン・レッ・ノーベル 平成28年10月12日生
クリサ・カトウワル 令和5年5月29日生	ソー・アッガ・オースティン 令和3年8月29日生
住所 東京都清瀬市 アイザック・ロメロ・サヨン・スジャトナ 平成10年2月10日生	住所 千葉県松戸市 リ娅宣 昭和35年11月26日生
住所 東京都江東区 米麗亞帕塔爾 平成4年9月7日生	住所 大阪市住吉区 崔珉雅 平成7年5月6日生
住所 大阪市生野区 ノイリー・シェア・カルブ・ノジマ 昭和59年4月10日生	住所 大阪府豊中市 賴太平 昭和57年5月10日生
住所 徳島市 于雷 昭和24年7月2日生	住所 大阪市天王寺区 艾吉瑪 平成21年11月29日生
于子潤 平成20年5月2日生	住所 鹿児島県平成26年9月26日生
于汀汀 平成24年1月13日生	住所 大阪市住吉区 郭成河 昭和28年9月30日生
住所 福島県いわき市 ティパク・チャリセ 平成2年1月29日生	住所 大阪市西成区 丁翠傑 昭和31年11月4日生
住所 福岡県小郡市 スバス・ギミレ 昭和63年1月9日生	住所 大阪府枚方市 千川洋 平成元年12月4日生
アロン・サルマ・パンディット 平成24年9月4日生	住所 大阪市住吉区 ヲダ・ヒタン 平成5年9月19日生
住所 東京都墨田区 王梓婕 平成7年2月27日生	住所 大阪市北区 江潔華 平成2年1月28日生
住所 東京都練馬区 エムディ・メヘディ・ハサン 平成6年2月15日生	住所 横浜市都筑区 悟罕 昭和60年5月24日生
アヤズ・ハサン 令和6年4月25日生	住所 さいたま市南区 高智睿 昭和63年11月27日生
住所 東京都足立区 余妹仔 昭和62年11月20日生	住所 埼玉県北葛飾郡松伏町 張仁美 平成12年12月9日生
張睿茜 平成22年9月26日生	住所 埼玉県川口市 高寒 平成6年12月8日生
張以諾 平成30年1月14日生	住所 埼玉県春日部市 于博 昭和29年8月5日生
張恩諾 令和2年2月8日生	

公報

相続

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第1120号

奈良県磯城郡田原本町小阪95—1

申立人 安井 弘

本籍奈良県磯城郡田原本町大字八尾765番地、最後の住所奈良県磯城郡田原本町大字小阪212番地の4、死亡の場所奈良県磯城郡田原本町、死亡年月日令和7年5月21日頃から31日頃までの間、出生の場所奈良県磯城郡都村、出生年月日昭和31年9月10日、職業無職

被相続人 亡 安村 俊則

奈良市高天町38番地5佐川ビル401号室ひなた・なら法律事務所

相続財産清算人 弁護士 寺川 拓

催告期間満了日 令和8年6月24日

奈良家庭裁判所葛城支部

令和7年(家)第4026号

横浜市磯子区洋光台5—6—34

申立人 洋光台南第二住宅管理組合 管理者 小島 文彦

本籍和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神290番地1、最後の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神290番地1、死亡の場所和歌山県新宮市、死亡年月日令和7年4月13日、出生の場所和歌山県東牟婁郡下里町、出生年月日昭和7年4月25日、職業不明

被相続人 亡 西野 文雄

事務所和歌山県新宮市緑ヶ丘1—1—40貴志ビル3階 弁護士法人あしたば

相続財産清算人 弁護士 山本 健二

催告期間満了日 令和8年6月26日

和歌山家庭裁判所新宮支部

令和7年(家)第30157号

仙台市青葉区上杉4丁目3番10—303号

申立人 國香 大介

本籍仙台市青葉区中央2丁目61番地、最後の住所仙台市若林区中倉1丁目25番11号、死亡の場所宮城県仙台市若林区、死亡年月日令和7年1月11日頃から20日頃までの間、出生の場所茨城県日立市、出生年月日昭和37年9月27日、職業無職

被相続人 亡 金子 顯一

仙台市青葉区一番町1丁目17番24号 高裁前ビル3階 アスピダ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川崎隆之介

催告期間満了日 令和8年6月18日

仙台家庭裁判所

令和7年(家)第30176号

仙台市青葉区本町2丁目16番12号

申立人 宮城県信用保証協会

本籍宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町210番地、最後の住所仙台市泉区山の寺2丁目18番16号、死亡の場所宮城県仙台市泉区、死亡年月日令和6年1月26日、出生の場所東京府東京市目黒区、出生年月日昭和16年1月31日、職業不詳

被相続人 亡 松崎 孝

仙台市青葉区片平1丁目2番34号 小野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 松倉 健介

催告期間満了日 令和8年6月25日

仙台家庭裁判所

令和7年(家)第20126号

栃木県宇都宮市上戸祭町231番地10

申立人 株式会社ランドグラン

本籍栃木県宇都宮市砥上町72番地2、最後の住所栃木県宇都宮市砥上町1629番地4、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和6年6月28日、出生の場所栃木県河内郡姿川村、出生年月日昭和25年11月19日、職業無職

被相続人 亡 伊澤 良市

栃木県宇都宮市桜4丁目1番28号タカノハビル201号

相続財産清算人 弁護士 竹澤 一郎

催告期間満了日 令和8年6月30日

宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第2090号

山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘5番地

申立人 山辺町

本籍山形県東村山郡山辺町大字山辺491番地2、最後の住所山形県東村山郡山辺町大字山辺491番地2、死亡の場所山形県東根市、死

亡年月日令和7年7月19日、出生の場所山形県東村山郡山辺町、出生年月日昭和33年3月13日、職業無職

被相続人 亡 笠原 雄一

事務所山形市宮町5丁目12番21号伊藤三之法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 三之

催告期間満了日 令和8年6月19日
山形家庭裁判所

令和7年(家)第2098号

山形県東根市三日町3丁目1番5号

申立人 喜嶋與平治

本籍山形県東根市大字東根甲920番地、最後の住所山形県東根市三日町1丁目5番3、死亡の場所山形県東根市、死亡年月日令和6年7月1日、出生の場所山形県東根市、出生年月日昭和35年4月27日、職業無職

被相続人 亡 喜嶋 義浩

事務所山形市宮町5丁目12番21号伊藤三之法律事務所

相続財産清算人 弁護士 伊藤 三之

催告期間満了日 令和8年6月19日
山形家庭裁判所

令和7年(家)第6066号

茨城県守谷市大柏950番地の1

申立人 守谷市長 松丸 修久

本籍茨城県守谷市百合ヶ丘2丁目2691番地25、最後の住所茨城県守谷市百合ヶ丘2丁目2691番地の25、死亡の場所茨城県取手市、死亡年月日令和6年8月27日、出生の場所東京都台東区、出生年月日昭和34年11月21日、職業不明

被相続人 亡 加藤 文雄

茨城県取手市取手2丁目3番7号取手センタービル5階じょうばん法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鬼沢 健士

催告期間満了日 令和8年6月26日
水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(家)第3122号

茨城県猿島郡五霞町原宿台3丁目12番地23

申立人 久松 伸一

本籍茨城県筑西市東梗生409番地、最後の住所茨城県筑西市東梗生409番地、死亡の場所茨城県古河市、死亡年月日令和7年4月25日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和16年11月11日、職業無職

被相続人 亡 新井 俊子

茨城県猿島郡五霞町原宿台3丁目12番地23
相続財産清算人 司法書士 久松 伸一
催告期間満了日 令和8年6月22日

水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家)第5189号

神奈川県横須賀市久里浜1丁目5番9号あざわビル502

申立人 竹川 智之

本籍神奈川県三浦市南下浦町金田1623番地、最後の住所神奈川県三浦市南下浦町金田1623番地、死亡の場所神奈川県三浦市、死亡年月日令和7年6月19日、出生の場所静岡県清水市、出生年月日昭和16年11月17日、職業無職

被相続人 亡 西原 徹

事務所神奈川県横須賀市小川町13番地20横須賀中央ビル7階A室

相続財産清算人 弁護士 高橋 健一
催告期間満了日 令和8年6月15日
横浜家庭裁判所横須賀支部

令和7年(家)第6025号

群馬県桐生市織姫町1番1号

申立人 桐生市

本籍宮城県柴田郡大河原町字中島町7番地5、最後の住所群馬県桐生市東4丁目7番22号、死亡の場所群馬県みどり市、死亡年月日平成23年12月19日、出生の場所東京府北豊島郡西巣鴨町、出生年月日大正15年3月12日、職業無職

被相続人 亡 一條 茂樹

事務所群馬県桐生市宮前町2—11—2 KGビル3階 久保田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 内田 光人
催告期間満了日 令和8年6月17日
前橋家庭裁判所桐生支部

令和7年(家)第608号

岐阜県中津川市中津川3330番地の3

申立人 岡村里美こと C H A R I M I 車里美

国籍韓国、最後の住所岐阜県中津川市中津川3330番地の3、死亡の場所不詳、死亡年月日西暦1997年12月2日、出生の場所不詳、出生年月日西暦1924年7月2日、職業会社員

被相続人 亡 岡村三郎こと 鄭 共水

岐阜県瑞浪市寺河戸町1243—5 フレンドリー瑞浪II 601号室 瑞浪法律事務所

相続財産清算人 弁護士 可児 恵太
催告期間満了日 令和8年6月19日
岐阜家庭裁判所中津川出張所

令和7年(家) 第2148号

愛知県蒲郡市形原町北浜21番地19
申立人 山田 德美

本籍愛知県蒲郡市八百富町362番地、最後の住所愛知県蒲郡市八百富町4番16号、死亡の場所愛知県蒲郡市、死亡年月日平成14年6月17日、出生の場所愛知県宝飯郡蒲郡町、出生年月日昭和20年9月3日、職業不明

被相続人 亡 山田 勝美

事務所愛知県豊川市松風町46番地2階D号室
大塚公美子法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大塚公美子

催告期間満了日 令和8年6月17日

名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和7年(家) 第577号

岡山県倉敷市西中新田640番地

申立人 倉敷市長 伊東 香織

本籍岡山県倉敷市児島下の町10丁目436番地、最後の住所岡山県倉敷市下津井1388番地、死亡の場所岡山県倉敷市、死亡年月日令和6年7月26日、出生の場所岡山県児島郡琴浦町、出生年月日昭和26年2月20日、職業不明

被相続人 亡 岡田 太志

岡山県倉敷市児島下の町3丁目8番41号

相続財産清算人 盛武 晴明

催告期間満了日 令和8年6月17日

岡山家庭裁判所児島出張所

令和7年(家) 第9093号

長崎県西彼杵郡長与町斎藤郷1番地1

申立人 浅田 晴彦

本籍長崎県長崎市勝山町13番地、最後の住所長崎市愛宕3丁目16番39号、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日令和7年4月13日、出生の場所長崎県長崎市、出生年月日昭和8年9月29日、職業不明

被相続人 亡 山腰真佐子

長崎県西彼杵郡時津町浦郷443-10平瀬ビル2階弁護士法人大村綜合法律事務所時津オフィス

相続財産清算人 弁護士 加藤 貴大

催告期間満了日 令和8年6月17日

長崎家庭裁判所

令和7年(家) 第80070号

佐賀市八戸溝1丁目15番3号

申立人 公益社団法人佐賀県社会福祉士会

本籍佐賀県佐賀市西与賀町大字相応津61番地、最後の住所佐賀市天祐団地1番12号、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日令和6年10月17日、出生の場所佐賀県佐賀市、出生年月日昭和25年12月17日、職業無職

被相続人 亡 北島 好江

佐賀市駅南本町5番5号サンシャインM201号室 鬼塚・吉村法律事務所
相続財産清算人 鬼塚 拓也
催告期間満了日 令和8年6月18日
佐賀家庭裁判所

令和7年(家) 第80077号

佐賀県小城市小城町畠田2144番地1
申立人 松本 弘之

本籍佐賀県佐賀市久保田町大字久富2614番地、最後の住所佐賀市久保田町大字久富2613番地、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日令和6年5月21日、出生の場所佐賀県小城郡小城町、出生年月日昭和26年4月20日、職業無職

被相続人 亡 野田理恵子

佐賀市大財4丁目1番6号

相続財産清算人 三池 功

催告期間満了日 令和8年6月18日

佐賀家庭裁判所

相続財産の清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

令和7年(家) 第20110号

申立人 職権

本籍栃木県宇都宮市錦3丁目6番、最後の住所栃木県宇都宮市錦3丁目6番6号 ナイスアーバン錦503号室、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和7年4月30日、出生の場所栃木県今市市、出生年月日昭和33年11月30日、職業会社役員

被相続人 亡 青木 文男

栃木県宇都宮市大曾4丁目10番3号 横堀法律事務所

改任前の相続財産清算人 弁護士 横堀 太郎
栃木県宇都宮市松原1丁目1番9号 田島二三夫法律事務所

改任後の相続財産清算人 弁護士 田島二三夫
宇都宮家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家) 第182号

埼玉県川越市脇田町16番29 川越脇田ビル3

階川越第一法律事務所

申立人 嶋田 麻里

本籍埼玉県日高市武藏台2丁目10番、最後の住所埼玉県日高市武藏台2丁目10番6号、死亡の場所埼玉県日高市、死亡年月日令和元年10月13日、出生の場所佐賀県小城郡北多久村、出生年月日昭和13年12月4日、職業会社役員被相続人 亡 池田 勝哉

催告期間満了日 令和8年6月30日

さいたま家庭裁判所飯能出張所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ) 第3号

長崎県佐世保市白岳町935番地

申立人 平松装備株式会社

代表者代表取締役 小田 和人

権利を争う旨の申述の終期 令和8年3月21日
令和7年11月21日 長崎簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 B038979

金額 1,960,000円

支払期日 令和6年6月5日

支払地 長崎市

支払場所 株式会社佐賀銀行長崎支店

振出日 令和6年2月15日

振出地 白地

振出人 株式会社上滝 代表取締役 上滝 満

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(ヘ) 第1号

次の申立人から別紙目録記載の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することができます。

亡宮岡静江の最後の住所埼玉県狭山市大字下奥富2394番地の1

申立人 亡宮岡静江相続財産

代表者相続財産清算人 弁護士 桶川 雅一

権利の届出の終期 令和8年3月2日

令和7年11月19日 川越簡易裁判所

(別紙) 目録

1 所在 狹山市大字下奥富字原井2414番2 450

平方メートル

2 登記年月日番号 さいたま地方法務局所沢支局

大正15年2月15日受付第405号

3 登記した権利の内容

順位番号 1

登記の目的 貸借権設定仮登記

原因 大正15年2月15日設定

借賃 1年5円

存続期間 大正15年2月15日より大正25年2月14日まで10年

特約 譲渡、転貸ができる

権利者 狹山市大字下奥富222番地

溝呂木勘太郎

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家) 第87号

茨城県筑西市二木成1551番地板橋ハイツ2-101

申立人 丸山 敏男

本籍茨城県筑西市丙102番地1、最後の住所茨城県下館市稻荷町丙150番地

不在者 丸山 秀雄

大正8年5月20日生

届出期間満了日 令和8年4月1日

水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家) 第2638号

千葉県富里市中沢116-1

申立人 服部 秀雄

本籍北海道夕張市沼ノ沢123番地、最後の住所山梨県北巨摩郡小淵沢町上笛尾1016

不在者 服部 秀則

昭和4年9月1日生

届出期間満了日 令和8年3月21日

甲府家庭裁判所

令和7年(家)第92号
東京都日野市東平山1丁目7番地の7 平山
住宅431
申立人 垣花 尚美
本籍長野県諏訪市岡村2丁目6222番地、最後
の住所不明
不在者 藤森 節子
昭和18年2月11日生
届出期間満了日 令和8年3月20日
長野家庭裁判所諏訪支部
令和7年(家)第119号
愛媛県松山市吉藤2丁目19番37号ソラーレ吉
藤202
申立人 清家 敏子
本籍愛媛県南宇和郡愛南町御荘長月2145番
地、最後の住所愛媛県南宇和郡一本松町増田
550番地
不在者 青木 豊治
昭和34年8月26日生
届出期間満了日 令和8年3月31日
松山家庭裁判所愛南出張所
令和7年(家)第326号
大分県中津市大字下池永1054番地2
申立人 中尾美津子
本籍大分県中津市大字下宮永137番地、最後
の住所大分県中津市大字下池永1054番地2
不在者 中尾 正博
昭和18年1月12日生
届出期間満了日 令和8年4月3日
大分家庭裁判所中津支部
令和7年(家)第21号
沖縄県宮古島市平良字西里1124番地13第5奥
浜マンション101号室
申立人 波平千賀子
本籍沖縄県宮古島市平良字荷川取115番地、
最後の住所沖縄県宮古島市平良字荷川取139
番地1 荷川取市営住宅B-202号
不在者 下地 朝仁
昭和33年11月6日生
届出期間満了日 令和8年3月20日
那覇家庭裁判所平良支部
令和7年(家)第86号
秋田市御所野元町3丁目15番6号
申立人 竹下 秀男

本籍秋田県秋田市御所野元町3丁目15番地
6、最後の住所秋田市御所野元町3丁目15番
6号
不在者 竹下 弘美
昭和38年3月19日生
届出期間満了日 令和8年4月3日 秋田家庭裁判所
令和7年(家)第309号
神奈川県横浜市港南区日限山2丁目5番12号
申立人 柳 敏生
本籍栃木県宇都宮市東峰町3029番地100、最
後の住所栃木県宇都宮市東峰町3029番地100
不在者 柳 忠衛
昭和15年9月15日生
届出期間満了日 令和8年3月27日 宇都宮家庭裁判所
令和7年(家)第2641号
横浜市栄区庄戸1丁目20番17号
申立人 鏡淵 靖明
本籍神奈川県横浜市中区本牧満坂160番地7、
最後の住所横浜市栄区庄戸1丁目20番17号
不在者 鏡淵 隆浩
昭和50年11月4日生
届出期間満了日 令和8年3月31日 横浜家庭裁判所
失踪宣告
令和7年(家)第90号
本籍群馬県渋川市半田1728番地、最後の住所
群馬県渋川市半田1728番地
不在者 並木 均
昭和32年6月14日生
令和7年11月21日失踪宣告審判確定
前橋家庭裁判所裁判所書記官
令和6年(家)第1127号
本籍千葉県市原市国分寺台中央5丁目7番地
11、最後の住所千葉県市原市国分寺台中央5
丁目7番地11
不在者 飯沼 嘉信
昭和29年12月10日生
令和7年11月15日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官
令和6年(家)第4473号
本籍東京都江戸川区平井1丁目95番地、最後
の住所不明
不在者 田村 濱吉
昭和4年1月10日生
令和7年11月21日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第525号
本籍秋田県能代市住吉町40番地、最後の住所
名古屋市港区港明1丁目4番16号日之出荘1
号
不在者 佐藤 正雄
昭和6年1月20日生
令和7年11月20日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官
令和7年(家)第87号
本籍愛知県豊橋市小池町73番地1、最後の住
所愛知県豊橋市小池町73番地1
不在者 高藤 富夫
昭和25年6月1日生
令和7年11月21日失踪宣告審判確定
名古屋家庭裁判所豊橋支部裁判所書記官
令和7年(家)第4285号
本籍千葉県旭市口の784番地、最後の住所不
明
不在者 片山 万次
大正15年3月15日生
令和7年11月22日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官
令和7年(家)第1393号
本籍愛媛県八幡浜市164番地、最後の住所大
阪府寝屋川市黒原旭町1番7号
不在者 山下 文惠
昭和18年8月4日生
令和7年11月22日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官
令和7年(家)第47号
本籍徳島県鳴門市里浦町里浦字花面506番地
2、最後の住所徳島県鳴門市撫養町立岩字五
枚207番地11
不在者 宮北 一世
昭和46年7月24日生
令和7年11月21日失踪宣告審判確定
徳島家庭裁判所裁判所書記官
令和7年(家)第31号
本籍鹿児島県曾於郡大崎町菱田1014番地、最
後の住所北九州市小倉北区大畠3丁目1番1
号
不在者 川越 岩美
昭和50年12月14日生
令和7年11月22日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和7年(ヘ)第2号

北海道白糠郡白糠町西庶路西二条南3丁目4
番地12

申立人 山田 明

権利の届出の終期 令和7年10月31日
令和7年11月7日 鈴鹿簡易裁判所
(別紙) 目録

(1)所在 白糠郡白糠町岬二丁目
地番 2番10

地目 宅地

地積 173.66平方メートル

(2)登記年月日番号 登記方法務局明治35年7月
2日受付第595号

(3)登記した権利の内容

目的 貸借権設定

原因 明治35年7月1日設定

借賃 金30円

支払期 毎年8月30日

存続期間 明治35年7月1日より明治37年12月
30日まで

賃借権者 白糠郡白糠村番外地

上野 里吉

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続
を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び
破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ
の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第119号

福島県会津若松市日新町13番51号

債務者 有限会社魚房にいさん

代表者 代表取締役 中島三三男

1 決定年月日時 令和7年12月1日前10時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 小池 達哉

4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
取・計算報告の期日 令和8年3月6日前10時

福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和7年(フ)第2057号	東京都立川市錦町3-11-11 債務者 株式会社SINTY 代表者取締役 宮本 淳 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 健太 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時30分 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第2932号	横浜市磯子区久木町18番8号 債務者 ナサ・コーポレーション株式会社 代表者取締役 金子 やよい 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野呂 芳子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月23日午前10時30分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2960号	横浜市保土ヶ谷区和田2丁目13番24号 債務者 有限会社進栄産業 代表者取締役 古山 豊 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 信也 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後1時40分 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第313号	石川県七尾市国分町ラ部2番地1 債務者 医療法人社団向陽会 代表者理事長 桑原 崇 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 浅野 雅幸 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前10時30分 金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第667号	神奈川県平塚市紅谷町12番26号 債務者 有限会社プライムランド 代表者取締役 金原 康秀 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥田 裕介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後2時 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第668号	神奈川県平塚市紅谷町12番26号 債務者 有限会社プライムテック 代表者取締役 金原 康秀 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥田 裕介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後2時 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第669号	神奈川県平塚市紅谷町12番26号 債務者 株式会社レバンス 代表者取締役 金原 康秀 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥田 裕介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後2時 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第464号	岐阜市早田東町10丁目47番地の1 債務者 株式会社ラヴァファミリー 代表者取締役 桑原 尚彦 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡辺 俊介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月10日午後1時30分 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第741号	東京都港区麻布十番1丁目2番7号ラフィネ 麻布十番1号室 債務者 Flower of Life株式会社 代表者取締役 森川 志津 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿久津 陽 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前11時 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第427号	静岡県浜松市中央区初生町231番地の16、前 本店所在地静岡県浜松市浜名区平口5247番地 債務者 株式会社協栄興産 代表者仮代表取締役 前田香一郎 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岸田 真穂 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午後4時30分 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第2030号	東京都八王子市大谷町444番地の11 債務者 有限会社堀井板金 代表者取締役 堀井 映子 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 萱島 博文 4 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午後1時30分 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第783号	栃木県宇都宮市戸祭1丁目9番3号 債務者 マルダイ印刷有限会社 代表者取締役 櫻井 芳彦 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 青木 隆夫 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後1時30分 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第181号	宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係 債務者 下妻運送有限会社 代表者取締役 内山 仁 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 大樹 4 破産債権の届出期間 令和8年1月27日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第153号	兵庫県明石市相生町2丁目9番7号 フラット フィールドビル402号 債務者 UA Logic株式会社 代表者取締役 尾花 恵美 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松原 由尚 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午前11時10分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第1113号	広島市南区段原日出1丁目5番17-2号 債務者 株式会社桶家 代表者取締役 金澤 美久 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水中 誠三 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第1114号 広島市南区段原2丁目18番8号 債務者 株式会社ゴールドスター 代表者代表取締役 金澤 美久 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 水中 誠三 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後1時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 広島地方裁判所民事第4部	6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 新潟地方裁判所三条支部 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間 次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 山形地方裁判所米沢支部 令和7年(フ)第167号 宮城県大崎市古川沢田字筒場5番地1 12号 債務者 及川 篤史 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 健太 4 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和7年(フ)第348号 盛岡市本町通1丁目15番25号 債務者 阿部 倫男 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊池 尚 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年(フ)第104号 鹿児島県出水市高尾野町下水流1969番地 債務者 松島 弦紀 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 秀郎 4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係 令和7年(フ)第421号 茨城県桜川市門毛503番地 債務者 菊池 清 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯島 章弘 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第556号 新潟市秋葉区草水町1丁目6番22号 債務者 有限会社ケンショウ建設 代表者代表取締役 山田 弘幸 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村山 雄亮 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 新潟地方裁判所民事部	6 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 前橋地方裁判所高崎支部 令和7年(フ)第1373号 仙台市青葉区旭ヶ丘2丁目19番6号、住民票上の住所盛岡市川目町4番6-101号 債務者 滝田 平 1 決定年月日時 令和7年11月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 遠藤 優介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午後1時55分 6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係 令和7年(フ)第106号 山形県米沢市大字川井979番地の8 債務者 加藤 純一 1 決定年月日時 令和7年11月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 八木澤 陽 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月13日まで	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 山形地方裁判所米沢支部 令和7年(フ)第167号 宮城県大崎市古川沢田字筒場5番地1 12号 債務者 及川 篤史 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 健太 4 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和7年(フ)第348号 盛岡市本町通1丁目15番25号 債務者 阿部 倫男 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊池 尚 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年(フ)第104号 鹿児島県出水市高尾野町下水流1969番地 債務者 松島 弦紀 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 秀郎 4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係 令和7年(フ)第421号 茨城県桜川市門毛503番地 債務者 菊池 清 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯島 章弘 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第98号 新潟県三条市塚野目2丁目8番17号 債務者 有限会社三条プレス工業所 代表者取締役 田巻美代子 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中澤泰二郎 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後1時30分	6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 令和7年(フ)第61号 京都府南丹市園部町木崎町大川端5番地1 債務者 前田 利通 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 充里 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午後2時35分 6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 令和7年(フ)第61号 京都府南丹市園部町木崎町大川端5番地1 債務者 前田 利通 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木村 充里 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午後2時35分 6 免責意見申述期間 令和8年2月3日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係 令和7年(フ)第306号 愛知県豊橋市前田南町2丁目15番地の8リバーサイドマキノ101 債務者 浦田奈美子	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 山形地方裁判所米沢支部 令和7年(フ)第167号 宮城県大崎市古川沢田字筒場5番地1 12号 債務者 及川 篤史 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 健太 4 破産債権の届出期間 令和8年1月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前11時 6 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和7年(フ)第348号 盛岡市本町通1丁目15番25号 債務者 阿部 倫男 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 菊池 尚 4 破産債権の届出期間 令和8年1月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月10日まで 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年(フ)第104号 鹿児島県出水市高尾野町下水流1969番地 債務者 松島 弦紀 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 清水 秀郎 4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月6日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 鹿児島地方裁判所川内支部破産係 令和7年(フ)第421号 茨城県桜川市門毛503番地 債務者 菊池 清 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯島 章弘 4 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 水戸地方裁判所

令和7年(フ)第2027号	札幌市豊平区平岸6条12丁目7番16号 エミネンスほしの303号 債務者 遠藤 幸男 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長崎 拓也 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月19日午前11時15分 6 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第181号	千葉県袖ヶ浦市藏波1888番地1 ホワイトハイツ205号 債務者 多田 明 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 貴英 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで 千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第670号	神奈川県中郡二宮町富士見が丘1丁目1番33号 債務者 金原 康秀 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥田 裕介 4 破産債権の届出期間 令和8年1月6日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第632号	神奈川県足柄下郡真鶴町岩489番地 債務者 遠藤 清 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大森 淳 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで

令和7年(フ)第5財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日	令和8年3月4日午前11時30分 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第6免責意見申述期間	令和8年2月9日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和7年(フ)第1989号	福岡県福津市津屋崎1丁目12番14号 パインハイム102号 債務者 常軒 義秋 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀 絵里香 4 破産債権の届出期間 令和7年12月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第57号	千葉県香取郡東庄町東今泉482番地3 債務者 山本 祐樹 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 鈴木 達矢 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後2時 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 千葉地方裁判所佐原支部
令和7年(フ)第120号	福島県会津若松市河東町東長原字空也原112番地 債務者 中島二三男 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池 達哉 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月6日前10時 6 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 福島地方裁判所会津若松支部破産係
令和7年(フ)第2043号	東京都昭島市宮沢町3丁目12番5号レオネクストハイムトミ201号 債務者 伊藤 槟吾 1 決定年月日時 令和8年1月9日まで 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大森 淳 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで
令和7年(フ)第194号	千葉県大網白里市柳橋1044番地20 債務者 八巻 力三 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 佑介 4 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月16日前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係
令和7年(フ)第2081号	東京都東久留米市新川町2丁目7番5号サンベルテ東久留米105号 債務者 トーマス優デーリックデニイ 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 弘子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月13日前11時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第2961号	横浜市保土ケ谷区和田2丁目13番24号 債務者 古山 豊 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 信也 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月3日前午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第2962号	横浜市保土ケ谷区和田2丁目13番24号 債務者 古山美智子 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 信也 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月3日前午後1時40分 6 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第742号	栃木県足利市利保町1丁目17番地6 債務者 森川 志津 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 阿久津 陽 4 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月27日前午時11時 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和7年(フ)第66号 静岡県掛川市横須賀1096番地の1 債務者 安間 正治 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中谷 和貴 4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年2月27日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月13日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月15日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2127号 福岡市博多区吉塚1丁目20番2-2号 テラス@吉塚 債務者 村田 紗希 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中田 佳孝 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月30日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第769号 栃木県宇都宮市鶴田町1266番地 カーサクラシオンA 202、前住所栃木県宇都宮市峰3丁目22番33号 債務者 高松 慎子 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 拓矢 4 破産債権の届出期間 令和8年1月23日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月6日午後1時50分 6 免責意見申述期間 令和8年3月5日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野呂 芳子 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月23日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和8年3月16日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中山 栄治 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月21日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第1961号 福岡市城南区南片江2丁目14番29号 ベルザ南片江 302号、前住所福岡市城南区南片江2丁目14番29号 ベルザ南片江 102号 債務者 鈴木 翔 1 決定年月日時 令和7年11月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井芹 美瑛 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第759号 栃木県下都賀郡壬生町大字安塚2098番地7、前住所栃木県宇都宮市宮の内1丁目169番地13 債務者 峯口 典之 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 白井 秀侑 4 破産債権の届出期間 令和8年1月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和8年3月13日午前10時 6 免責意見申述期間 令和8年3月12日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士法人 おおおり法律事務所 4 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月17日午前10時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで 鳥取地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年11月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 甲谷 健幸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年1月28日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2102号 福岡市東区多の津5丁目23番4号 シティペール松元D222号 債務者 友清 健司 1 決定年月日時 令和7年11月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢口耕太郎 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第2031号 東京都八王子市川口町569番地13 債務者 堀井 映子 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 萱島 博文 4 破産債権の届出期間 令和8年1月15日まで	福岡市西区拾六町1丁目12番5-203号 レイ・クレスト 債務者 佐藤 純子 1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野村麻緒子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月13日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年11月26日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田上 雅之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第2130号 福岡県糟屋郡志免町南里6丁目15番15-505号 債務者 田中 真弓 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 楠木 玲 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第2131号 福岡県糟屋郡志免町南里6丁目15番15—505号 債務者 田中 愛奈 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 楠木 瑞 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第371号 群馬県伊勢崎市茂呂町2丁目703番地 セントラルハイツ五十嵐B101 債務者 Sリサーチこと 鈴木 薫章 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川住 岳央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年(フ)第270号 群馬県高崎市若田町15番地 債務者 飯塚 和成 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小澤 真吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月9日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 前橋地方裁判所高崎支部	令和7年(フ)第102号 広島県福山市手城町3丁目24番11号 ディアス sun C102 債務者 香月 亜美 1 決定年月日時 令和7年11月27日午前9時55分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田口 泰斗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前10時45分 5 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係	令和7年(フ)第247号 広島県福山市神辺町新湯野4—59—5、住民票上の住所広島県福山市神辺町大字新湯野59番地5(住民票上の前住所) 広島県福山市川口町一丁目6番34号 サンモール川口A102 債務者 鹿島 雄斗	令和7年(フ)第182号 茨城県下妻市下妻丙52番地 債務者 内山 仁 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 大樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 水戸地方裁判所下妻支部	令和7年(フ)第183号 茨城県下妻市下妻丙52番地 債務者 内山 ひろ 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 飯田 大樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月24日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 水戸地方裁判所下妻支部	令和7年(フ)第126号 愛媛県伊予郡松前町大字鶴吉897番地3 303号 債務者 野本 健次 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松田 康生 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月19日午後2時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第307号 愛媛県松山市西垣生町1225番地7 Cred o in te 西垣生303号 債務者 永井 裕治	令和7年(フ)第2061号 福岡市東区多の津5丁目10番8号 ムーンストーンGARDEN A棟302号 債務者 金井忠夫こと 金 崇培 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 磯部 健吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月26日午後2時45分 5 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第310号 山梨県甲府市後屋町76番地 債務者 土橋 明 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第311号 山梨県甲府市後屋町76番地 債務者 土橋 正明 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第312号 山梨県甲府市後屋町76番地 債務者 土橋 明子 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 徹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで 甲府地方裁判所民事部破産係
--	--	--	---	---	---	--	--	--	--	---	--	--

令和7年(フ)第118号
 長崎県大村市上諏訪町976番地4 エアリー
 ヒルズ式番館102号
債務者 李 漢生

- 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 牟田 伊宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年2月4日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第382号
 沖縄県豊見城市字翁長214番地 クレアレー
 ヴ302号、住民票上の前住所沖縄県豊見城市
 字豊崎1番地870 メゾン・ド・レスポワ
 ル402号
債務者 比嘉 瞳

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲村 剛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年2月12日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月28日まで
那霸地方裁判所民事第3部

令和7年(フ)第1605号
 大阪府守口市大枝南町6番4-303号
債務者 深澤 マヤ

- 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 赤木 直哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年2月12日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5460号
 大阪市住之江区南港中3丁目3番36-612号
債務者 下茂 克彦

- 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 瑛史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告
の期日 令和8年2月12日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第5461号
 大阪市住之江区南港中3丁目3番36-612号
 債務者 下茂 典子

- 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 瑛史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第5492号
 大阪市生野区巽東4丁目1番24号
 債務者 福井 英年

- 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 秀人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ) 第154号
 神戸市須磨区中落合1丁目1番406-506号
 債務者 尾花 恵美

- 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松原 由尚
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月3日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
 神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ) 第117号
 福岡県京都郡みやこ町光富171番地4
 債務者 下妻 邦子

- 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古野浩一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで
 福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ) 第917号
 神戸市長田区大丸町1丁目13番7号 小鯛マンション3F
 債務者 石津美代子

1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西川 精一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第919号

神戸市長田区大丸町1丁目13番7号 小鯛マンション3F、従前の住所神戸市須磨区大手町3丁目1番24号 シャーメゾン須磨エストA103

債務者 石津 聖人

1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 西川 精一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第968号

神戸市須磨区白川台3丁目38番地の53 白川台ハイツ3405号

債務者 佐藤 淳一

1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 木野 祐子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月18日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで

神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第74号

兵庫県宍粟市山崎町段69番地1 カーサフレスコ204号室、前住所兵庫県宍粟市一宮町倉床160番地

債務者 栄尾 敏博

1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉谷 健一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月6日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで

神戸地方裁判所龍野支部

令和7年(フ)第70号
広島県福山市神辺町字十九軒屋300番地32、
旧住所広島県福山市日吉台2丁目32番1—
905号
債務者 藤田 仲宏
1 決定年月日時 令和7年12月1日午前9時55分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 瀧嶋 亮介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月13日午前11時40分
5 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第167号
愛知県岩倉市五条町渡り所1520番地1 曽野
団地3棟408号
債務者 戸澤 里枝
1 決定年月日時 令和7年11月28日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 小出 智加
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午前10時45分
5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
令和7年(フ)第301号
徳島県徳島市沖浜町北畑460番地の7 工
ル・ソル沖浜203
債務者 村本 奈穂
1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 白川 剛
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月16日午前10時
5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで
徳島地方裁判所民事部
令和7年(フ)第250号
高知市大津乙678番地27、旧住所高知市福井
町2220番地93
債務者 中岡 貞子
1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 近藤 啓明
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月12日午前10時
5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで
高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第1924号 福岡県久留米市藤光町925番地802 債務者 境 広司 1 決定年月日時 令和7年11月26日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 園田 真紀 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月12日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 水戸地方裁判所第4民事部	令和7年(フ)第446号 茨城県水戸市酒門町2954番地の21 債務者 菅原 純子 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 稲垣 実里 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月24日前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで さいたま地方裁判所熊谷支部
令和7年(フ)第395号 茨城県ひたちなか市大字勝倉2939番地1 S TハイツA棟101号 債務者 佐々木倫子 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関山 英忠 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後1時15分 5 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 水戸地方裁判所	令和7年(フ)第174号 茨城県取手市井野台5丁目17番10-101号 債務者 濱崎 剛 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 黒田 祥史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月5日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係
令和7年(フ)第1257号 京都市北区紫竹西高綱町115番地 債務者 渡邊 秀樹 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松島 溫 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和8年2月4日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	令和7年(フ)第175号 茨城県ひたちなか市大字武田998番地2 債務者 高橋謙士郎 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小松原裕介 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで 水戸地方裁判所
令和7年(フ)第277号 茨城県ひたちなか市大字高場944番地2 一 番館207号 債務者 安高 誠治 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 長谷川陽一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月4日午後3時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月5日まで 水戸地方裁判所	令和7年(フ)第300号 茨城県那珂市門部3769番地2 債務者 Confiserie Angeこと 勝山佐代子 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守屋 典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月10日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和8年2月9日まで 静岡地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第316号 茨城県水戸市見川町2563番地の889 債務者 関 芳之 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高倉 久宗 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月17日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月6日まで 水戸地方裁判所	令和7年(フ)第1980号 さいたま市中央区円阿弥3丁目5番12号 パークスI-102号 債務者 石井 良博 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮野 大翔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月25日午後2時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和7年(フ)第302号 茨城県常陸太田市亀作町2464番地 債務者 海野 正一	令和7年(フ)第339号 埼玉県行田市大字南河原387番地1 債務者 高橋 健治 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 潔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月20日前11時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月13日まで 長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第1868号 埼玉県朝霞市大字上内間木680番地の7、住民票上の住所埼玉県朝霞市栄町4丁目1番2号 債務者 田中 弘樹 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高田 健二 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年12月1日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 脇山 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月20日まで 山形地方裁判所鶴岡支部	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年2月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和8年2月26日まで 宇都宮地方裁判所足利支部	令和7年(フ)第190号 宮崎県日向市大字塩見15283番地、前住所宮崎県日向市大字塩見14404番地1 債務者 黒木 健剛 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 五嶋 俊信 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第1872号 さいたま市桜区新聞2丁目8番12号 トピアAD 1-102号室 債務者 山内 昌美 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚 唯一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年11月28日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小黒 智広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月24日まで 津地方裁判所熊野支部	1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中上野博章 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 岐阜地方裁判所	令和7年(フ)第4985号 大阪市東住吉区矢田2丁目17番6-102号、前住所大阪府八尾市本町5丁目6番11-604号 債務者 高橋 俊幸 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大和 義章 4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第5770号 大阪府東大阪市下六万寺町1丁目2番35号 債務者 岩瀬 望 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 木虎 孝之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月2日午後2時 5 免責意見申述期間 令和8年2月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 栗原 岳史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 長野地方裁判所佐久支部	1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 丹羽 崇史 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午後4時 5 免責意見申述期間 令和8年3月3日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係	令和7年(フ)第5612号 大阪市東淀川区大桐1丁目16番3号 ひかりハイツ 205号 債務者 森 由香理 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐久間ひろみ 4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第1010号 堺市中区深井中町3307番地 シャン・ド・フルール203号 債務者 阪口 広一 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋高 悠一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月3日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和8年2月17日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係	1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川島 豊 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午前11時 5 免責意見申述期間 令和8年2月25日まで 長野地方裁判所佐久支部	1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 金 昌宏 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年3月11日午後2時20分 5 免責意見申述期間 令和8年3月4日まで 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第5728号 大阪市生野区小路3丁目4番9号 債務者 木津プラ金型こと 木津 雄大 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 曾波 重之 4 免責意見申述期間 令和8年1月29日まで 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第137号 栃木県足利市五十部町519-8-B201、住民票上の住所栃木県足利市大前町755番地1 クレール富久B201 債務者 高匠こと 土屋 幸生 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋元 一輝	1 決定年月日時 令和7年11月28日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松本 明三 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	1 決定年月日時 令和7年11月27日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土井 政人 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 宮崎地方裁判所破産係	令和7年(フ)第480号 宮崎市田野町乙4290番地1、前住所宮崎県串間市大字市木2145番地2 債務者 川瀬 光男 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土井 政人 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第481号 宮崎市田野町乙4290番地1 債務者 川瀬喜代子 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 土井 政人 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 宮崎地方裁判所破産係	令和7年(フ)第52号 長崎県島原市下新丁2477番地1 林田貸店舗アパート2F 債務者 根本 匡晴 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 濱口 純吾 4 免責意見申述期間 令和8年2月2日まで 長崎地方裁判所島原支部破産係 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間	令和7年(フ)第2468号 名古屋市港区木場町9-23 第3津喜地屋ビル3-B、住民票上の住所名古屋市天白区井口2丁目204番地 サンマンションアトレ井口502号 債務者 高橋 謙 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2653号 愛知県知多市新舞子字大口204番地の11 工バーグリーン102 債務者 阪野 清仁 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第519号 宮崎市大工3丁目19番地1 くるみはうす302号 債務者 有田 広介 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時30分 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮本 広志 4 免責意見申述期間 令和8年1月26日まで 宮崎地方裁判所破産係	令和7年(フ)第2319号 名古屋市中川区八田本町41番地 ロイヤルヒルズ八田201号 債務者 山本 竜土 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2475号 名古屋市中区大井町2番1号 ヴアリエ東別院503号 債務者 岩中 香織(旧姓権太) 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2654号 愛知県知多市新舞子字大口204番地の11 工バーグリーン102 債務者 阪野 良子 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第1219号 仙台市若林区上飯田3丁目23番13号 ユートピア幸館Ⅲ-102 債務者 高橋 賢一 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 広希 4 免責意見申述期間 令和8年1月27日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和7年(フ)第2412号 名古屋市港区明正2丁目223番地 グランドヒルズ鳥山Ⅱ 605号 債務者 新屋敷健太 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2529号 愛知県日進市岩崎町元井ヶ17番地120 債務者 山城 祐介 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2721号 名古屋市中村区剣町2番地 エクセルハイツツルギ102号 債務者 八川ひとみ 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第5605号 大阪府豊中市服部本町2丁目7番17-306号 債務者 三井 大平 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 立田 夕貴 4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第2453号 名古屋市中川区小本1丁目13番28-416号 県営小本西住宅 債務者 高橋 里志 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2558号 愛知県春日井市柏井町2丁目26番地 ルミエール勝川102号 債務者 星野千恵子 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第2772号 名古屋市西区宝地町357番地 プレミアムプラスⅢ 201号 債務者 佐々木成真 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第5806号 大阪府吹田市江坂町2丁目1番64-705号 債務者 今村あやの 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 池田 克大 4 免責意見申述期間 令和8年1月30日まで 大阪地方裁判所第6民事部			

令和7年(フ)第2786号 愛知県津島市埋田町2丁目129番地1 サンスポットK-10S棟103号 債務者 柴 敏子 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第242号 山形市緑町3丁目16番14号 コーポ・シティグリーンA 101号 債務者 後藤 辰徳 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで 千葉地方裁判所佐原支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第2791号 名古屋市名東区藤が丘171番地の1 藤ヶ丘団地3棟206号 債務者 田澤 恵子 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第311号 愛知県豊橋市つづじが丘1丁目14番地3 ユトリロつづじが丘2 104、従前の住所愛知県豊橋市牛川通1丁目3番地の10 ベル・ドミール303号 債務者 倉内 啓全 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 名古屋地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年11月26日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 宇都宮地方裁判所足利支部	令和7年(フ)第608号 埼玉県八潮市大字木曾根696番地1 フジタコーポ八潮301 債務者 渡邊 淳子 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第46号 和歌山县田辺市高雄1丁目11番5-207号、前住所和歌山县田辺市明洋1丁目6番7-3号 債務者 高橋 喜昭 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月16日まで 和歌山地方裁判所田辺支部	令和7年(フ)第179号 千葉県東金市道庭1193番地8 ソテツの里 債務者 佐藤 正之 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第690号 埼玉県草加市西町388番地6 債務者 田中 稔 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第447号 函館市富岡町2丁目35番31号 コーポ白樺6号室 債務者 長島 愛美 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第31号 千葉県香取市下小堀357番地3 債務者 鈴木由香里 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月21日まで 千葉地方裁判所佐原支部	1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第731号 埼玉県越谷市大字袋山843番地5 ウエストガーデン越谷袋山103 債務者 加藤 郁巳 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係
令和7年(フ)第32号 千葉県香取市下小堀357番地3 債務者 鈴木三千代 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月19日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第601号 埼玉県三郷市彦成1丁目13番地1 エルティオやこう5号 債務者 阿部 浩美 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年(フ)第375号 埼玉県深谷市見晴町26番地1 県営深谷萱場団地3-301 債務者 有馬 将貴 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第381号 埼玉県本庄市柏1丁目11番29号、旧住所埼玉県鶴ヶ島市大字下新田582番地31 債務者 岡安 結花(旧姓長谷川) 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	1 決定年月日時 令和7年11月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 和歌山地方裁判所御坊支部	1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所太田支部	1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第197号 千葉県旭市江ヶ崎86番地 ペアーハウスD-1 債務者 遠藤 具視 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年11月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年11月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 岡山地方裁判所津山支部	1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第202号 千葉県大網白里市柳橋1048番地2 債務者 多川 直樹 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年11月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月9日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第32号 和歌山県御坊市藤田町藤井1905番地2 雇用促進住宅2号棟108号 債務者 里村 博文 1 決定年月日時 令和7年11月27日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 和歌山地方裁判所御坊支部	1 決定年月日 令和7年11月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 和歌山地方裁判所御坊支部	破産手続廃止	1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第1468号 福岡市中央区天神1丁目9-17福岡天神フコク生命ビル15F 破産者 P R M株式会社 1 決定年月日 令和7年11月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 和歌山地方裁判所御坊支部	1 決定年月日 令和7年11月25日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。	1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第33号 和歌山県御坊市藤田町藤井1905番地2 雇用促進住宅2号棟108号 債務者 里村 京子	群馬県邑楽郡邑楽町大字中野5786番地18 破産者 近藤 郁雄	1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和8年1月22日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所木更津支部
令和7年(フ)第86号 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野5786番地18 破産者 富岡 渉			

令和7年(フ)第146号 千葉県木更津市新田2丁目13番32号 破産者 田中 亮輔 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 千葉地方裁判所木更津支部	1 決定年月日 令和7年11月25日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 前橋地方裁判所太田支部	1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所越谷支部破産係	1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第1501号 東京都羽村市玉川2丁目5番11号フェリシティ羽村201 破産者 鳴下由美子 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第1899号 福岡市博多区博多駅前3丁目27番25—8階 破産者 株式会社YFプロジェクト 1 決定年月日 令和7年11月26日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福岡地方裁判所第4民事部	令和6年(フ)第5680号 大阪府八尾市上之島町北6丁目3番地の4 破産者 株式会社え波戸製作所 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第713号 静岡市葵区唐瀬2丁目2番32号 破産者 Kネットサービス株式会社 1 決定年月日 令和7年12月1日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 福岡地方裁判所第4民事部
令和6年(フ)第5410号 大阪市中央区島之内1丁目4番32号ホワイティ島之内503 破産者 株式会社インソムニア 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第50号 千葉県香取市小見川47番地 破産者 有限会社丸山旅館 1 決定年月日 令和7年11月27日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 千葉地方裁判所佐原支部	令和6年(フ)第6183号 大阪市浪速区日本橋5丁目7番10号山田ビル205号室 破産者 株式会社コスマエオフ 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第6183号 名古屋市西区児玉1丁目16番19号 グランドール浄心1102号、開始決定時の住所愛知県春日井市妙慶町2丁目8番地 妙慶ハイツ305号 破産者 内山 佳樹 1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで 2 一般調査期日 令和8年3月12日午前10時30分 令和7年11月26日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第176号 広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム3丁目25番14号 破産者 有限会社山地内装工芸 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 広島地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第665号 栃木県鹿沼市緑町3-1-10 ドルチェコートC棟203号室、住民票上の住所山形県長井市時庭1859番地1 破産者 本間 俊英 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和6年(フ)第355号 和歌山市美園町2丁目10番地ラブリービルけやき 破産者 有限会社バーニング 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 和歌山地方裁判所民事部破産再生係	令和6年(フ)第32号 大阪府大阪市西淀川区佃3丁目2番6-104号、開始決定時の住所兵庫県丹波市市島町上田242番地 破産者 永井 歩美 1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで 2 一般調査期日 令和8年2月6日午前11時 令和7年11月28日 神戸地方裁判所柏原支部
令和7年(フ)第1966号 神奈川県海老名市上今泉1-1-6 破産者 株式会社アップドraft 1 決定年月日 令和7年12月1日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第761号 栃木県鹿沼市上野町323番地1 プレミール晃望台107 破産者 渡辺 浩志 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	令和7年(フ)第96号 広島市安佐南区緑井3丁目34番22-203号 破産者 株式会社木船総業 1 決定年月日 令和7年11月28日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 広島地方裁判所民事第4部	令和7年(フ)第1912号 福岡市博多区築港本町1-7 ロイヤル天神東104 202号、住民票上の住所佐賀県伊万里市木須町4061番地 破産者 河原 直哉 1 破産債権の届出期間 令和7年12月26日まで 2 一般調査期日 令和8年1月19日午後3時 令和7年11月28日 福岡地方裁判所第4民事部
破産手続終結 令和5年(フ)第54号 群馬県太田市西野谷町45番地 破産者 伊那倉庫運輸株式会社	令和5年(フ)第474号 埼玉県草加市清門2丁目42番地14 破産者 全榮物産株式会社	令和5年(フ)第654号 福岡市博多区博多駅南3丁目17番10号コアマシション博多駅南1202号 破産者 株式会社夢光翔	

令和7年(フ)第37号

兵庫県宍粟市一宮町安黒607番地5
破産者 古川三恵子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月13日午後3時
令和7年11月28日 神戸地方裁判所龍野支部

令和6年(フ)第272号

広島県福山市若松町2番30-701号
破産者 平本 正行

- 1 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月10日午前11時10分
令和7年11月28日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第41号

福岡県京都郡苅田町若久町3丁目4番地40
(前住所 福岡県京都郡苅田町大字尾倉3403番地1 (メゾン・ド・レスポアールⅡ102))
破産者 原口蓮太郎

- 1 破産債権の届出期間 令和8年1月5日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月12日午前11時20分
令和7年11月26日

福岡地方裁判所行橋支部破産係
令和7年(フ)第3615号

大阪市東住吉区桑津3丁目24番14号 サニーホーム 201号、開始決定時大阪市平野区加美鞍作3-4-6
破産者 大越 八郎

- 1 破産債権の届出期間 令和8年1月7日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月12日午後2時20分
令和7年11月28日

大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第126号

福岡県宗像市池田1607番地
破産者 伊豫永プレス工業株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月26日午前10時30分
令和7年11月27日

福岡地方裁判所第4民事部
令和7年(フ)第969号

福岡県福津市若木台6丁目8番地の2
破産者 伊豫永則子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年1月9日まで
- 2 一般調査期日 令和8年2月26日午前10時30分
令和7年11月27日

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(フ)第169号

和歌山市弘西571番地 みのり紀伊510、前住所和歌山市六十谷59番地8
破産者 山口 明美

- 1 破産債権の届出期間 令和8年1月16日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月5日午前10時5分
令和7年11月28日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第227号

和歌山市小難賀662番地の1
破産者 株式会社紀州紙商岩本

- 1 破産債権の届出期間 令和8年2月3日まで
- 2 一般調査期日 令和8年3月19日午後1時40分
令和7年11月28日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係
免責審尋期日

令和7年(フ)第8550号

栃木県宇都宮市上戸祭町696-68
破産者 東京美容スキンクリニックこと 田島 敦志

- 1 審尋期日 令和8年4月28日午後2時
令和7年11月27日

東京地方裁判所民事第20部
特別清算開始

令和7年(ヒ)第2088号

東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
清算株式会社 富士メタル株式会社
代表清算人 金刺 孝司

- 1 決定年月日 令和7年11月25日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第20部
令和7年(ヒ)第5号

岐阜県下呂市小川1967番地
清算株式会社 株式会社すし勘
代表清算人 千田 勘六

- 1 決定年月日 令和7年11月27日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岐阜地方裁判所高山支部
令和7年(ヒ)第3号

令和7年(ヒ)第3号

滋賀県愛知郡愛荘町東円堂仲切1117番地の5
清算株式会社 株式会社竹山開発
代表清算人 竹山 文一

- 1 決定年月日 令和7年11月27日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大津地方裁判所彦根支部
令和7年(ヒ)第36号

京都市下京区七条御所ノ内南町83番地
清算株式会社 株式会社リベックス
代表清算人 三木 正之

- 1 決定年月日 令和7年11月26日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

京都地方裁判所第5民事部
令和7年(ヒ)第2号

佐賀県唐津市相知町伊岐佐丙1249番地
清算株式会社 株式会社Green
代表清算人 川島 広史

- 1 決定年月日 令和7年11月26日
2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

佐賀地方裁判所唐津支部
特別清算終結

令和7年(ヒ)第2039号

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
清算株式会社 株式会社五和鉄工所

- 1 決定年月日 令和7年11月27日
2 主文 本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部
特別清算協定可

令和7年(ヒ)第2041号

東京都中央区八丁堀1丁目6番1号
清算株式会社 株式会社君津ロックウール
代表清算人 中村 昇司

- 1 決定年月日 令和7年11月26日
2 主文 次の協定を認可する。

協定

1 通則**(1) 債権の合算**

本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとにすべての債権を合算して1つの債権とみなす。

(2) 弁済の場所

本協定における弁済は、協定債権者が別途指定する金融機関の口座に振り込む方法により実施する。なお、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

(3) 弁済における端数の切り捨て

弁済金の計算にあたっては、1円未満の端数は切り捨てる。

2 協定債権の取扱い**(1) 協定債権の弁済**

協定債権者の有する協定債権の元本については、協定認可決定の確定後1か月以内に、弁済可能資金を協定債権者に対して支払う。

この「弁済可能資金」とは、清算株式会社が弁済時において保有する現預金の額から、同時点において未払いの共益的債権及び優先債権（特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法またはその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払の許可を受けた債権をいう。）の全額を控除した後の残額をいうものとする。

(2) 協定債権の免除

協定債権者の有する協定債権のうち、前記(1)の弁済後の元本の残額並びに利息及び遅延損害金の全額について、前記(1)の弁済日において、その免除を受ける。

(3) 新たな財産が発見された場合の取扱い

協定債権の免除の後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときは、清算株式会社は、協定債権者との協議の上、当該財産を換価し、換価代金から①一般の先取特権その他の一般的優先権がある債権、②特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び③特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、協定債権者に対して弁済する。この場合、前記(2)に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。

以上

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(ヒ)第4号

静岡県浜松市中央区材木町38番地

清算株式会社 株式会社ティー・アール・シー
代表清算人 森田 豪丈

1 決定年月日 令和7年11月25日

2 主文 次の協定を認可する。

協定

権利の変更及び弁済方法

1 弁済

清算株式会社（以下、「会社」という。）は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から1か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額に応じて按分して弁済する。

2 債務の免除

各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

3 追加弁済

上記1の弁済の後、会社に新たな財産が発見されたときは、会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

（別紙省略）

以上

静岡地方裁判所浜松支部民事部

監督命令

令和7年(再)第40号

東京都豊島区南池袋3丁目10番8号

再生債務者 株式会社マンハッタンサービス

1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

2 監督委員 東京都千代田区丸の内1丁目9番2号 グラントウキヨウサウスタワー13階 阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士 飯田岳

令和7年11月27日

東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

令和7年(再)第2号

岐阜市西河渡3丁目50番地3

再生債務者 mom'sこと 中嶋 耕司

1 決定年月日時 令和7年11月21日午後3時

2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで

4 再生債権の一般調査期間 令和8年1月16日から令和8年1月23日まで

岐阜地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和7年(再イ)第24号

釧路市米町3丁目1番28号 米町グリーンハイツ105

再生債務者 対馬 康子

1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで

4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月9日まで

釧路地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第221号

埼玉県北本市二ツ家4丁目10番地6 シティハウス北本3-102

再生債務者 前田八重子

1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで

4 一般異議申述期間 令和7年12月26日から令和8年1月13日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第12号

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2959番地

再生債務者 有賀 清

1 決定年月日時 令和7年11月28日午後4時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで

4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月13日まで

長野地方裁判所佐久支部

令和7年(再イ)第64号

岐阜市香蘭3丁目17番地 (サーパス岐阜駅西505号室)

再生債務者 重金 理

1 決定年月日時 令和7年11月28日午後3時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで

4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第101号

静岡市葵区安西1丁目29番地の1

再生債務者 齊藤 直也

1 決定年月日時 令和7年11月28日午前10時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月19日まで

4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月13日まで

長野地方裁判所上田支部

令和7年(再イ)第226号

福岡市早良区早良4丁目31番33号

再生債務者 岡部 拓郎

1 決定年月日時 令和7年11月25日午後2時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで

4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第273号

福岡県糸島市志摩師吉429番地45

再生債務者 吉村 翔馬

1 決定年月日時 令和7年11月25日午後2時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで

4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年(再イ)第301号

福岡県古賀市花見南1丁目14番16号 (C.B千鳥スノーケ201号)

再生債務者 山本 ゆき

1 決定年月日時 令和7年11月25日午後1時

2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

3 再生債権の届出期間 令和7年12月23日まで

4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで

福岡地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第25号 茨城県ひたちなか市大字佐和3056番地14 再生債務者 中村 友哉 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月7日から令和8年1月28日まで 水戸地方裁判所	1 決定年月日時 令和7年11月27日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月8日から令和8年1月16日まで 宇都宮地方裁判所足利支部	令和7年（再イ）第42号 埼玉県熊谷市御正新田192番地5 再生債務者 舟橋 正浩 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月30日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（再イ）第20号 山形県米沢市春日1丁目4番10号 再生債務者 太田 雄野 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月26日まで 山形地方裁判所米沢支部
令和7年（再イ）第263号 福岡市博多区諸岡6丁目29番14-202号 ティアラ大和 再生債務者 高木 真二 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月14日から令和8年1月21日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月15日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	令和7年（再イ）第145号 神戸市中央区国香通6丁目1番17号 今林マシショウ401号 再生債務者 石野 光 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月30日まで さいたま地方裁判所熊谷支部	令和7年（再イ）第288号 福岡市博多区榎田1丁目4番75-502号 福山通運榎田社宅 再生債務者 藤川 正一 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第274号 福岡市東区箱崎1丁目31番2-706号 アイセレブ箱崎浪漫邸 再生債務者 高橋 康之 1 決定年月日時 令和7年11月26日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月24日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年11月27日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第285号 福岡県宗像市土穴2丁目15番3号 ニューフィールドB棟203号 再生債務者 田中 雅樹 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第297号 福岡市博多区諸岡5丁目13番34-205号 s o l a c a s a 再生債務者 小川 健治 1 決定年月日時 令和7年11月28日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第80号 栃木県日光市塙野室町1902番地232 再生債務者 大島 博文 1 決定年月日時 令和7年11月27日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月25日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	1 決定年月日時 令和7年11月28日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月23日まで 山形地方裁判所米沢支部	令和7年（再イ）第19号 山形県米沢市矢来3丁目3番82号 再生債務者 原田 高次 1 決定年月日時 令和7年11月28日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月20日まで 福岡地方裁判所第4民事部	令和7年（再イ）第55号 岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第5地割85番地4 伯楽荘7号 再生債務者 菅野 友亮 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月26日まで 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再イ）第34号 栃木県足利市八幡町2丁目15番地3 再生債務者 及川産業こと 及川 幸男	1 決定年月日時 令和7年11月28日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月30日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年（再イ）第47号 茨城県石岡市東田中1513番地3 再生債務者 西井佐知子 1 決定年月日時 令和7年11月28日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月9日から令和8年1月30日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和7年（再イ）第20号 山形県米沢市春日1丁目4番10号 再生債務者 太田 雄野 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月26日まで 山形地方裁判所米沢支部

令和7年（再イ）第141号
東京都八王子市横川町740番地ファミールS A N A O 304号
再生債務者 菅野 啓人
1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時
2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで
4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月6日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第86号 新潟市秋葉区下興野町23番12号 再生債務者 坂爪 好秋 1 決定年月日時 令和7年12月1日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年2月2日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年（再イ）第60号 栃木県宇都宮市下小池町462番地1 再生債務者 阿久津亮汰 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月18日まで 令和7年11月27日 宇都宮地方裁判所第1民事部	令和7年（再イ）第62号 静岡県島田市金谷坂町2361番地の8 再生債務者 木村 八澄 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月19日まで 令和7年11月28日 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第39号 福井市渕3丁目117番地8 再生債務者 高見 淳 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月25日まで 令和7年11月27日 福井地方裁判所
令和7年（再イ）第15号 長野県岡谷市長地梨久保2丁目8番22号 再生債務者 本道 淳二 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月13日から令和8年1月26日まで 長野地方裁判所諒訪支部	令和7年（再イ）第46号 岩手県紫波郡矢巾町大字又兵工新田第4地割78番地20 再生債務者 高橋 雅幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月19日まで 令和7年11月28日 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年（再イ）第195号 愛知県春日井市不二ガ丘1丁目180番地1 再生債務者 別所 敏幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月19日まで 令和7年11月28日 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第5号 長野県飯田市千栄1961番地2 再生債務者 田口美佐子 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月25日まで 令和7年11月27日 長野地方裁判所飯田支部
令和7年（再イ）第42号 三重県津市一身田中野827番地1 シャンテシノハラパートII 3D（前住所）三重県津市海岸町7番26号 コーポT o k i 102号 再生債務者 楠見 友規 1 決定年月日時 令和7年12月1日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和8年1月5日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月19日まで 津地方裁判所再生係 小規模個人再生による書面決議に付する決定	令和6年（再イ）第36号 群馬県伊勢崎市三室町4133番地16 再生債務者 松島 佳則 1 決議に付する再生計画案 令和7年8月5日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月19日まで 令和7年11月28日 前橋地方裁判所民事部破産再生係	令和7年（再イ）第50号 神奈川県座間市立野台3-20-28 ソリッドファイン座間201 再生債務者 後藤 彰 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月22日まで 令和7年12月1日 横浜地方裁判所相模原支部	令和7年（再イ）第42号 福井県坂井市丸岡町羽崎第28号31番地 クララガーデン202号室 再生債務者 高田 美保 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月26日まで 令和7年11月28日 福井地方裁判所
令和7年（再イ）第51号 岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町5丁目63番地5（フルールエクセレンス 202） 再生債務者 兼松 耕士 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月10日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月17日まで 令和7年11月26日 岐阜地方裁判所	令和7年（再イ）第16号 長野市上野2丁目1165番地 再生債務者 落合みはる 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月19日まで 令和7年11月28日 長野地方裁判所民事部再生係	令和7年（再イ）第56号 静岡県藤枝市清里2丁目21番地の14 再生債務者 中村 弘幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月22日まで 令和7年12月1日 静岡地方裁判所民事第2部	令和7年（再イ）第278号 大阪市淀川区加島1丁目57番3-408号 再生債務者 仙頭さおり 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月26日まで 令和7年11月28日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再イ）第5号 長野県南佐久郡川上村大字御所平1079番地 再生債務者 岡部 駿 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月19日まで 令和7年11月28日 長野地方裁判所佐久支部	令和7年（再イ）第42号 大分市明礦町1丁目4番8号 そりあーど・おくだB棟102 再生債務者 賀来 隼 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月22日まで 令和7年12月1日 大分地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年（再イ）第424号 大阪市東住吉区東田辺3丁目26番15号 B E A U R A R 伊藤 403号 再生債務者 西田 渚 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月18日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月26日まで 令和7年11月28日 大阪地方裁判所第6民事部	

令和7年（再イ）第8号 札幌市豊平区西岡3条10丁目9番23号（申立時の住所）北海道小樽市蘭島1丁目12番4号 再生債務者 種川 康治（旧姓寺嶋） 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月1日 札幌地方裁判所小樽支部	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 18日まで 令和7年11月27日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第75号 神戸市長田区大日丘町2丁目9-10（住民票 上の住所）神戸市北区ひよどり台1丁目2番 地 122棟404号 再生債務者 白岩 伸也 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 19日まで 令和7年11月28日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年（再イ）第13号 兵庫県たつの市龍野町富永396番地10 再生債務者 前薦美乃里 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月12日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 19日まで 令和7年11月28日 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係 令和7年（再イ）第229号 福岡市博多区美野島1丁目20番11-102号 ポラリス美野Ⅱ 再生債務者 是則 裕斗 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月6日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 19日まで 令和7年11月28日 福岡地方裁判所第4民事部 令和7年（再イ）第7号 鹿児島県奄美市名瀬浦上町38番地8 再生債務者 伊窪 克	1 決議に付する再生計画案 令和7年10月31日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 19日まで 令和7年11月28日 鹿児島地方裁判所名瀬支部 令和7年（再イ）第58号 新潟市江南区横越中央2丁目17番19号 再生債務者 梶原 大右 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 22日まで 令和7年12月1日 新潟地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第32号 新潟県長岡市旭岡2丁目365番地 再生債務者 渡邊 貴樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年10月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月22日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 22日まで 令和7年12月1日 新潟地方裁判所長岡支部再生係 令和7年（再イ）第9号 広島県福山市港町2丁目18番6-1202号 再生債務者 鎌倉 暢久 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年12 月26日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年12月 26日まで 令和7年11月28日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 令和7年（再イ）第7号 青森県八戸市石堂4丁目11番25-2号 再生債務者 江六前勝治 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月1日 青森地方裁判所八戸支部個人再生係 令和7年（再イ）第90号 広島市安芸区矢野西3丁目41番22号 再生債務者 串田 信明 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月1日 広島地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第94号 広島市東区山根町2番7-8-2-104号 再生債務者 野村 亮 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月25日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月1日 広島地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第25号 宮崎市昭和町31番地 コンフォートグランデ 101号 再生債務者 杉田 広樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月4日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月5日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 5日まで 令和7年12月1日 宮崎地方裁判所民事部個人再生係 令和7年（再イ）第27号 神戸市西区玉津町今津186番地の12 再生債務者 中村 信哉 1 決議に付する再生計画案 令和7年9月18日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1 月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月 9日まで 令和7年11月28日 神戸地方裁判所明石支部再生係
---	---	--

令和7年（再イ）第37号	神戸市西区美賀多台1丁目8番地 104号 再生債務者 寺尾 卓也 1 決議に付する再生計画案 令和7年11月17日付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年1月9日 3 再生計画案に対する回答期間 令和8年1月9日まで 令和7年11月28日 神戸地方裁判所明石支部再生係 小規模個人再生による再生手続廃止
令和7年（再イ）第11号	福岡県京都郡みやこ町国作328番地2 再生債務者 金澤 祐介 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年11月26日 福岡地方裁判所行橋支部再生係
令和7年（再イ）第3号	福島県西白河郡西郷村大字熊倉字東高山1番地278、住民票上の住所 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平364番地7 再生債務者 秋川 美貴 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。 令和7年11月28日 福島地方裁判所白河支部再生係 給与所得者等再生による再生手続開始
令和7年（再口）第5号	広島県福山市神辺町字下御領1133番地 再生債務者 古田 大輔 1 決定年月日時 令和7年11月28日午前10時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年12月26日まで 4 一般異議申述期間 令和8年1月5日から令和8年1月16日まで 広島地方裁判所福山支部再生・破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取	広島県福山市神辺町字道上2238番地23 再生債務者 大嶋 玲子 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年9月11日付け再生計画案 2 書面で意見を述べができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由 3 2の書面の提出期間 令和7年12月26日まで 令和7年11月28日 広島地方裁判所福山支部再生・破産係 給与所得者等再生による再生計画認可
令和7年（再口）第1号	令和7年（再口）第1号 新潟市東区中野山7丁目4番19号 再生債務者 笠原 龍治 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年10月31までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年11月28日 水戸地方裁判所
令和7年（再口）第10004号	茨城県久慈郡大子町大字町付2045番地3 再生債務者 佐藤 喜一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年10月31までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年11月28日 水戸地方裁判所
令和7年（再口）第5号	福岡市東区香椎台2丁目4番2号 再生債務者 福島 智行 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月14までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年11月26日 福岡地方裁判所第4民事部
令和7年（再口）第10003号	栃木県宇都宮市中里町249番地73 再生債務者 伴瀬 雅俊 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月25までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年11月28日 宇都宮地方裁判所第1民事部
令和7年（再口）第4号	東京都武蔵村山市残堀4丁目69番地の10 再生債務者 柴田 健三 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月25までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月1日 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再口）第12号	大阪市生野区田島6丁目8番27-503号（住民票上の住所大阪市淀川区新北野3-12-24-503） 再生債務者 中田千香子（旧姓松浦） 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年11月28日 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年（再口）第4号	新潟市東区中野山7丁目4番19号 再生債務者 笠原 龍治 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月1日 新潟地方裁判所民事部
令和7年（再口）第1号	三重県いなべ市員弁町上笠田2503番地382 再生債務者 藤木ジョエルこと フジキ カス タネダ ジョエル リカルド 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年11月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年12月1日 津地方裁判所四日市支部
所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告	次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあつたので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
令和7年（チ）第3号	山梨県南都留郡山中湖村平野2021番地 申立人 天野 初文 住所・居所 不明 (亡天野好文の最後の住所) 山梨県南都留郡山中湖村平野2030番地の1 所有者 亡天野好文相続財産 届出期間満了日 令和8年1月27日 令和7年11月27日 甲府地方裁判所都留支部

別紙）物件目録	所在 南都留郡山中湖村平野字古屋 地番 2030番1 地目 雜種地 地積 446平方メートル
2 所在	南都留郡山中湖村平野字古屋 地番 2030番3 地目 宅地 地積 548.75平方メートル
3 （主である建物の表示）	所在 南都留郡山中湖村平野字古屋2030番地 3 家屋番号 2030番3 種類 居宅 構造 木造スレートぶき2階建 床面積 1階 128.08平方メートル 2階 82.12平方メートル

令和7年（チ）第5号	静岡県富士市永田町1丁目100番地 申立人 富士市長 小長井義正 亡望月勉の最後の住所 静岡県富士市五貫島244番地の1 所有者・共有者 亡望月勉相続財産 届出期間満了日 令和8年1月16日 令和7年11月21日 静岡地方裁判所富士支部
（別紙）物件目録	（別紙）物件目録

1 所在	富士市五貫島字下五貫島 地番 244番1 地目 宅地 地積 454.64平方メートル 不明所有者亡望月勉相続財産 共有持分 4分の1
2 所在	富士市五貫島字下五貫島244番地1 家屋番号 244番1 種類 作業場 構造 鉄骨造スレート葺平家建 床面積 104.66平方メートル

3 所在	富士市五貫島字下五貫島245番地2、 244番地1 家屋番号 245番2 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 83.21平方メートル 2階 28.98平方メートル
------	---

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第11号

札幌市中央区北7条西20丁目2番15号

申立人 遠藤 勝

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 北海道苫小牧市

字糸井348番地4

所有者 嶺 浩紀

届出期間満了日 令和8年1月26日

令和7年11月26日 札幌地方裁判所岩内支部

(別紙) 物件目録

所在 虹田郡ニセコ町字ニセコ

地番 413番33

地目 山林

地積 778平方メートル

令和7年(チ)第1号

岩手県盛岡市内丸10番1号

申立人 岩手県知事 達増 拓也

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 岩手県下閉伊郡

岩泉町大川字日蔭道の上114番地

所有者 大川農事実行組合

届出期間満了日 令和8年1月30日

令和7年11月27日 盛岡地方裁判所宮古支部

(別紙) 物件目録

1 所在 下閉伊郡岩泉町大川字大家

地番 245番526

地目 山林

地積 1341平方メートル

2 所在 下閉伊郡岩泉町大川字大家

地番 245番525

地目 公衆用道路

地積 755平方メートル

令和7年(チ)第9号

栃木県宇都宮市上久町22番地

申立人 山本 優

住所・居所 不明

(最後の住所) 東京都新宿区中落合1丁目15番5号 ニューレジデンス 206号

(不動産登記記録上の住所) 東京都新宿区中落合一丁目15番5号 (ニューレジデンス206号)

所有者 箕輪 文雄

届出期間満了日 令和8年1月26日

令和7年11月25日 宇都宮地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 鹿沼市深津

地番 3032番

地目 畑

地積 449平方メートル

令和7年(チ)第8号

福井県福井市石盛町401 トミーマンション

201

申立人 高間 博幸

住所 岐阜県海津市南濃町庭田393番地

(不動産登記記録上の住所) 吉田郡森田町河合寄安5号4番地2

所有者 亡田中實相続財産

(不動産登記記録上の氏名) 寺尾 実

届出期間満了日 令和8年1月30日

令和7年11月26日 福井地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 福井市河合寄安町

地番 1527番

地目 田

地積 92平方メートル

令和7年(チ)第7号

三重県津市豊が丘1丁目8番1号

申立人 松下れい子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 一志郡嬉野町大字田村137番地

所有者 岡田 陞

届出期間満了日 令和8年1月23日

令和7年11月26日 津地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 松阪市嬉野町大字北浦

地番 137番

地目 宅地

地積 558.67平方メートル

令和7年(チ)第23号

京都市伏見区竹田中川原町387番地 伏見リソサンハイツ105号

申立人 株式会社ハウスマーケット

(亡佐々木三千代の最後の住所) 京都市下京区朱雀正会町27番地

(不動産登記記録上の住所) 京都市下京区朱雀正会町27番地

所有者 亡佐々木三千代相続財産

届出期間満了日 令和8年1月30日

令和7年11月26日

京都地方裁判所第5民事部

(別紙) 物件目録

1 所在 京都市南区吉祥院西ノ庄東屋敷町

地番 119番

地目 宅地

地積 67.37平方メートル

令和7年(チ)第9号

大阪市北区中之島3丁目6番16号

申立人 関西電力送配電株式会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 和歌山市雜賀屋町25番地

共有者 大東美智男

届出期間満了日 令和8年2月13日

令和7年11月26日 和歌山地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 和歌山市弘西字宮谷

地番 1317番1

地目 保安林

地積 26707平方メートル

2 所在 和歌山市弘西字宮谷

地番 1317番2

地目 保安林

地積 26971平方メートル

(上記各土地の大東美智男の共有持分 7分の1)

令和7年(チ)第2号

岡山市北区内山下2丁目4番6号

申立人 岡山県 代表者知事 伊原木隆太

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 久米郡柵原町飯岡1040番地

所有者 我原 三省

届出期間満了日 令和8年1月28日

令和7年11月26日 岡山地方裁判所津山支部

(別紙) 物件目録

1 所在 久米郡美咲町飯岡字原ノ前

地番 935番2

地目 田

地積 589平方メートル

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年11月9日

福島県白河市新白河一丁目三八番地

(甲) 合同会社ガーネット

代表社員 高石 朋和

東京都中央区銀座六丁目一二番一六号

(乙) 合同会社キヤツツアイ

代表社員 高石 朋和

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続しこは解散することになりました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和7年11月9日

東京都世田谷区瀬田四丁目二五番六号

(甲) 合同会社ルビーランド

代表社員 高石 朋和

東京都中央区銀座四丁目一〇番一四号A C

N銀座四ビルディング一階

(乙) 合同会社インカローズ

代表社員 高石 朋和

合併公告

左記組合は合併して、新設する遠州みらい森林組合(住所静岡県掛川市大和田二二二〇番地の1)に権利義務全部を承継して、甲及び乙は解散することになりました。効力発生日は令和8年4月1日であり、甲の総会の決議は、令和7年11月二十九日に、乙の総会の決議は、令和7年11月二十八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る財産目録及び貸借対照表は、甲及び乙の主たる事務所に備え置いております。

令和7年11月9日

静岡県掛川市大和田二二二〇番地の1

(甲) 掛川市森林組合

代表理事組合長 森村一航

静岡県周智郡森町二倉八二六番地の11

(乙) 森町森林組合

代表理事組合長 基沢万之助

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

神戸市中央区中山手通一丁目九番一二号
M・Sビル

代表社員 河田 玲子
合同会社Lei

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

奈良市帝塚山中町六番二三号

代表社員 高山 博史
合同会社EISEI

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

奈良市東九条町一七番一号フクダギフトビル
ル一〇二号室

代表社員 高山翔太郎
合同会社Li xi n

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

福岡市中央区天神二丁目二番一二号T&J
ビルディング七F

代表社員 大澤 佳祐
合同会社佳宴企画

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

大分県豊後大野市三重町市場一〇九番地

合資会社住田屋商会
代表社員 三浦 悅子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月十三日であり、株主総会の決議は令和七年十一月二十五日に終了しております。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月九日

香川県丸亀市浜町一二三番地

有限会社豊島商店
代表取締役 豊嶋 恵三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千四百九十九万九千五一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

愛媛県東温市志津川四五四
オプティアム・バイオテクノロジーズ株

式会社 代表取締役 西岡 駿

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千四百五十万円、資本準備金の額を二千四百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

福岡市東区唐原七丁目五番三三号

株式会社西日本計装
代表取締役 山内 辰崇

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月九日

東京都世田谷区新町三丁目三〇番二号

有限会社アイ・エンタープライズ
代表取締役 江波戸玲子

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月九日

北海道標津郡中標津町南町九番地二五

廣木建設株式会社
代表取締役 廣木 智

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月九日

静岡県浜松市中央区曳馬六丁目二二番五号
醉山電気工業株式会社

代表取締役 醉山 久通
日本における代表者 金 海 奉

限定承認公告

本籍柄木県宇都宮市本丸町三五二〇番地一、
最後の住所柄木県宇都宮市西二丁目一一一
リバティオーネ六〇六

右被相続人は令和七年八月二十一日死亡し、その相続人は令和七年十一月二十八日宇都宮家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月九日

大阪市天王寺区生玉町二番三号
株式会社小出ビル
代表取締役 小出 芳照

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月九日

福岡市東区唐原七丁目五番三三号

株式会社西日本計装
代表取締役 山内 辰崇

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月九日

熊本県八代市岡町谷川一三五番地

櫻井精技株式会社
代表取締役 櫻井 一郎

任意清算公告

当法人は、令和七年十月一十三日をもつて解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において解散する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月九日

長野県安曇野市高有明四〇一八番地六

(甲) 株式会社Tsukaharat a
代表取締役 塚原 章夫

株式交換につき通知公告

左記会社は株式交換により乙はその発行済株式の全部を甲に取得させ、甲はこれを取得することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年一月二十六日です。

令和七年十二月九日

長野県松本市渚一丁目四番三号
(乙) 株式会社エイアンドエムサンワ
代表取締役 塚原 章夫

正 誤

ページ段 行

誤 正

令和七年十一月十九日掲載の福岡家庭裁判所小倉支部に係る令和七年(家)第九一七二号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中(原稿誤り)

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社は、全ての日本における代表者である金海奉及び李載熙が退任することに對し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

東京都足立区青井二丁目三二番五号二〇一
株式会社ジャパンネットワークブレイイン

日本における代表者 金 海 奉

限定期承認公告

本籍柄木県宇都宮市本丸町三五二〇番地一、
最後の住所柄木県宇都宮市西二丁目一一一
リバティオーネ六〇六

右被相続人は令和七年八月二十一日死亡し、その相続人は令和七年十一月二十八日宇都宮家庭裁判所にて限定期承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年十二月九日

札幌市中央区南一条西九丁目五一札幌19
Lビル六階 いの法律事務所

限定承認者 清水一枝
右代理人 弁護士 猪野 亨

限定承認公告

当社は、令和七年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月九日

福岡市千代田区霞が関三丁目二番五号霞が
関ビルディング五階 ひとえだ税理士法人

社員 佐藤 祐作

任意清算公告

当法人は、令和七年十月一十三日をもつて解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において解散する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が
関ビルディング五階 ひとえだ税理士法人

代表取締役 櫻井 一郎

任意清算公告

当法人は、令和七年十月一十三日をもつて解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において解散する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号霞が
関ビルディング五階 ひとえだ税理士法人

代表取締役 塚原 章夫

任意清算公告

当法人は、令和七年十月一十三日をもつて解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において解散する旨の定款の定めを廃止することにいたしました。

なお、同日に当社の清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月九日

長野県松本市渚一丁目四番三号
(乙) 株式会社エイアンドエムサンワ
代表取締役 塚原 章夫